

総務企画委員会・分科会 資料 文教経済委員会・分科会	
平成31年2月27,28日	
担当課 電話 (内線)	協働推進課 0857-20-3170(内線 80-2340) 生涯学習・スポーツ課 0857-20-3370(内線 80-5140)

## 地域組織のあり方検討の取り組みについて

### (1) 取り組み状況について

- ・ これまでの取り組み状況 . . . 資料1
- ・ 参画と協働のまちづくりフォーラム概要 . . . 資料2

### (2) 今後の取り組みについて

- ・ 地域における今後の社会教育のあり方 . . . 資料3
- ・ 平成31年度の試行的な制度の見直し . . . 資料4
- ・ 今後のスケジュール（進め方のイメージ） . . . 資料5

### 議案第01号 平成31年度鳥取市一般会計予算 (関連事業)

款	項	目	予算書項目	事業名	担当課	摘要
02 総務費	01 総務管 理費	11 諸費	地域振興費	コミュニティ 支援事業費	協働推進課	希望される地区に おいて、補助金と しての一括交付を 試行
09 教育費	04 社会教 育費	06 公民館 費	公民館活動 事業費	地区公民館事 業費	生涯学習・ス ポーツ課	
09 教育費	04 社会教 育費	06 公民館 費	地区公民館 運営費	地区公民館総 務費	協働推進課	公民館職員の専門 研修の充実

## 地域組織のあり方検討の取組状況について

平成29年8月、協働のまちづくり推進本部会議において検討の進め方を確認して以降、協働推進課、生涯学習・スポーツ課を中心に、各地域のまちづくり協議会・地区公民館の現状把握とそれらを踏まえたモデル的な取り組みとして2つの地区で検討を進めてきました（宮下・佐治）。

これまでの取組状況は以下のとおりです。

年月等	内容
平成29年8月 ～平成29年11月	<p>協働のまちづくり推進本部会議（協働推進課所管）において検討の進め方を確認。</p> <p>鳥取市自治連合会地区会長会や地区公民館長会などで検討の進め方を説明。</p> <p>【検討の進め方】</p> <p>①意見交換(STEP1)、②モデル的な取り組みと検証(STEP2)、③運用と改善(STEP3)のステップ（段階）を経る</p>
平成29年12月 ～平成30年4月	<p>まちづくり協議会・地区公民館に対して現状や課題を把握するためのアンケート調査と、その意見の背景を伺うための意見交換の実施。</p> <p>【課題解決に向けたキーワードとして挙げられた事項】</p> <p>①組織の重複の解消による運営の効率化、②補助金などの資金の一本化、③公民館の地域による運営 など</p>
平成30年7月 ～平成30年12月	<p>課題解決の可能性について、地域の特性や実情を踏まえた検証を行うため、モデル地区として希望された2地区（宮下、佐治）においてフィールドワークを開催し、地域が抱える課題意識やその解消に向けた取り組みについて意見交換（月1回、現在各5回開催）。</p> <p>出席者：公民館運営委員会役員、自治会役員、まちづくり協議会役員、協働推進課、生涯学習・スポーツ課、総合支所地域振興課</p>
平成30年12月2日	<p>地域組織に関わる方たちに現状の課題把握とこれからの地域組織のあり方を考える契機として「参画と協働のまちづくりフォーラム」を開催。</p> <p>先進他市の事例報告やフィールドワークで議論した宮下・佐治両地区の現状や提案についての発表等を実施。</p> <p>参加者：まちづくり協議会関係者、公民館職員等</p>

※取り組みの各段階で、教育委員会、社会教育委員会、市民自治推進委員会、公民館長会などで説明、情報共有。

## 平成30年度 参画と協働のまちづくりフォーラム 概要

日 時 平成30年12月2日(日) 13:30～16:30  
 場 所 人権交流プラザ  
 参加人数 99名(内地区関係者86名)

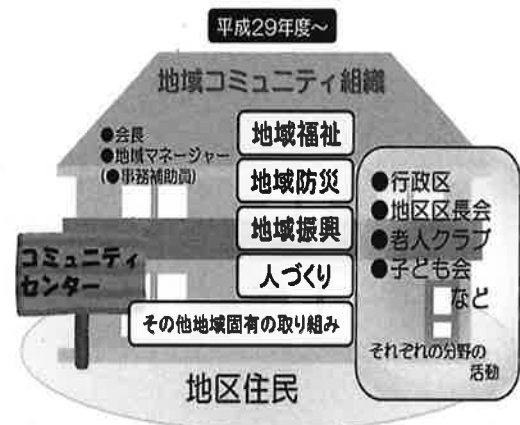
## 1. 講演会

講師：豊岡市政策調整課 井上靖彦 氏

- ・モデル地区の取組み(H26～H28)
- ・地域コミュニティに関する条例施行(H28.9)
- ・地域コミュニティ組織を認定(H29.4)

## (市からの運営支援)

- ・コミュニティづくり交付金の交付(地域雇用職員の人件費、組織運営・活動費支援)
- ・コミュニティ活性化交付金の交付
- ・地域マネージャーの配置、人材育成



## 2. 発表会

発表：鳥取市企画推進部地域振興局長 安本哲哉、宮下地区公民館長 横山浩 氏、  
 佐治地区まちづくり協議会会長 小谷繁喜 氏

## 〇まちづくりの取り組み開始から10年が経過して(課題)

宮下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区としての目標を定め、公民館とまちづくり協議会が一体となって取り組んでいる</li> <li>・公民館運営委員会とまちづくり協議会の役員の多くが兼務している</li> <li>・活動資金の流れが分かれているため事務処理が煩雑</li> </ul>
佐治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化による地域と学校の連携や地域活動の担い手や後継者の不足</li> <li>・生活に必要なサービスや機能の縮小・交代に対する不安</li> <li>・行政まかせ、行政頼りから住民主体の取り組みへの転換の必要性</li> </ul>

## 〇地域がめざす姿

- ・組織と資金の流れを一本化し、地区内の様々な取り組みを一体的に進めていく。

## 〇市に期待すること

- ・地区公民館とまちづくり協議会を一体化し、社会教育と地域づくり・コミュニティ活動を効率的・効果的に取り組む。
- ・市からの活動資金の一本化、公民館の地域運営に伴う人件費を含めた一本化。
- ・公民館を地域活動の拠点として、さらに活用するための施設の整備や充実。

## 3. パネルディスカッション

パネリスト：豊岡市 井上靖彦 氏、宮下地区まちづくり協議会会長 田中道春 氏、  
 佐治地区まちづくり協議会会長 小谷繁喜 氏、鳥取市長 深澤義彦

コーディネーター：実行委員会委員長 中川玄洋 氏

## 【組織体制について】

訂・備：地域組織・役職の重複が多く無駄が多いため組織・資金の一本化を望む。

豊岡：豊岡市は、一括交付金としてコミュニティづくり交付金を制度化したが、地域に継続してほしい事業もあるため、全ての補助金を一本化することはできなかった。

市長：人、資金の流れを整理し、わかりやすくしたほうが良いのではないかと思います。行政から依頼する委員などについても、地域の状況を確認し、柔軟に人数等を調整していけるよう研究したい。

豊岡：豊岡市は、平成26年度から公民館とコミュニティを一体に進めるということで、地域コミュニティと社会教育を1部署で担当して検討を進めたため、スムーズな条例施行となった。公民館条例は廃止し、コミュニティセンターで公民館がすべき人材育成を継続するよう条例に規定した。

#### 【住民意識の向上について】

評・協：住民への活動の周知をしっかりと行いたい。

豊岡：自慢大会という地域が行った活動を発表し合う機会を設けた。

佐治：まちづくり協議会では今年から事業評価を行っており、自分達で事業の目的を考え、その達成度を評価し、翌年の計画に反映させる取組みを始めた。

市長：住民意識を深めることは増々重要になってくる。他地区の取組みを鳥取市が紹介することも重要だと思う。

#### 【まとめ】

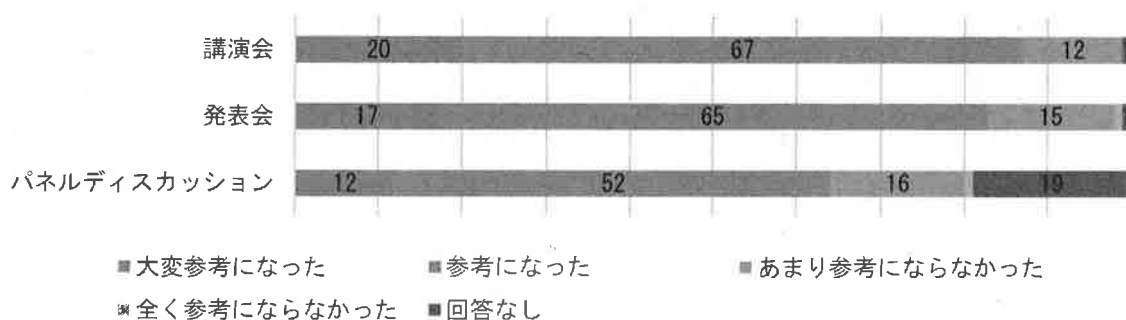
佐治：合併地域の中で一番人口減少や高齢化が突出している。できることから少しずつ住民主体で取り組んでいくことが大事。

宮下：フィールドワークではコーディネーターに引っ張ってもらい課題が明確になった。こうした専門家を市に支援していただきたい。

市長：地域の特性や強みを生かした地域運営を行っていただきたい。来年度以降、具体的に地域の実情や時代に即した制度、支援の見直しを行いたい。

## 4. アンケート

概ね、参考になったとの評価をいただいた。



#### <主な意見>

- ・豊岡市は思い切り組織改革されている。目的を達成しやすい構造であると感じた。
- ・同様の課題・問題が多い。組織や活動の洗い出しが必要である。
- ・地区公民館、まちづくり協議会の位置づけの明確化が必要。行政側の改革を期待している。
- ・地区全体で事業の棚卸しの必要性を感じた。まちづくり事業の評価の仕組みを考えたい。

## 地域における今後の社会教育のあり方について

### 1 背景・・・社会教育や公民館に関する国や市の動き

平成20年3月	<b>鳥取市自治基本条例の制定</b> ・地区公民館をコミュニティの活動拠点として位置づけ、コミュニティの充実・強化を図る
平成27年12月	<b>中央教育審議会答申</b> <b>新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について</b> ・コミュニティスクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高めあう存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要
平成30年2月	<b>鳥取市社会教育委員会議答申</b> <b>地区公民館における社会教育施策について</b> ・地区公民館を拠点とした地域学校協働活動の推進 ・地区公民館職員の専門性の向上
平成30年12月	<b>中央教育審議会答申・・・関連資料3</b> <b>人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について</b> ・社会教育を通じた「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」 ・持続可能な社会づくりを進めるために、 <u>住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要</u> ・ <u>誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取り組みが必要</u> ・今後の社会教育施設に求められる役割として、地域の生涯学習拠点に加え、地域コミュニティの維持と持続的発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点

### 2 目指すべき地域づくりと社会教育の関係

**地域づくり** 地域住民や自治会、各種団体とがお互いに連携・協力をしながら、地域住民が主体となって身近な地域課題の解決を図り、地域をより良いものにしていく取り組み

**社会教育** 地域の実態（地域課題）に応じた教育活動を通じ、学びの成果を活かした地域コミュニティの維持や活性化、人材育成に貢献する

地域住民が地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために公民館等の社会教育施設を介して、地域課題とその対応について学習し、地域づくりの実践につなげる  
**「学びの成果を活かした住民主体の地域づくり」**

### 3 今後の取り組み

- ① 地域組織のあり方検討を踏まえた試行的な制度の見直しや地域の事業の棚卸しを通して、社会教育と地域づくり・コミュニティ活動の効率的・効果的な推進方策を探る
- ② 協働推進課や県教委と連携した公民館職員研修の充実
- ③ 学校教育課と連携し、コミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に推進

### 公民館に求められる役割の変化

#### 【従来】

生涯にわたる学びの支援  
(住民の主体的な学び)



#### 【今後】

・地域づくり、防災の拠点機能  
・社会の変化に対応した学習  
機会の提供  
(地域課題の解決、学習成果の還元)



これまで培ってきた地域との  
関係を生かしながら、地域の  
実態に応じた学習と活動をよ  
り密接に結びつけていく。

**学びの成果を活かした  
住民主体の地域づくり**

### 地区公民館の取組の変化

- ・ 各人の興味関心に応じた多様な学習活動
- ・ 趣味やサークル活動の場

取組内容の  
シフト

- ・ 地域課題への取組  
→コミュニティ計画に掲げる地域課題の  
解決に対応した学びや拠点施設の提供
- ・ コーディネート機能の強化  
→社会教育に係る研修、有資格者の配置
- ・ 地域づくりの担い手育成  
→地域・学校・家庭連携のコーディネート

学びの成果を活かした地域づくりを通じ  
て、地域コミュニティの維持に貢献

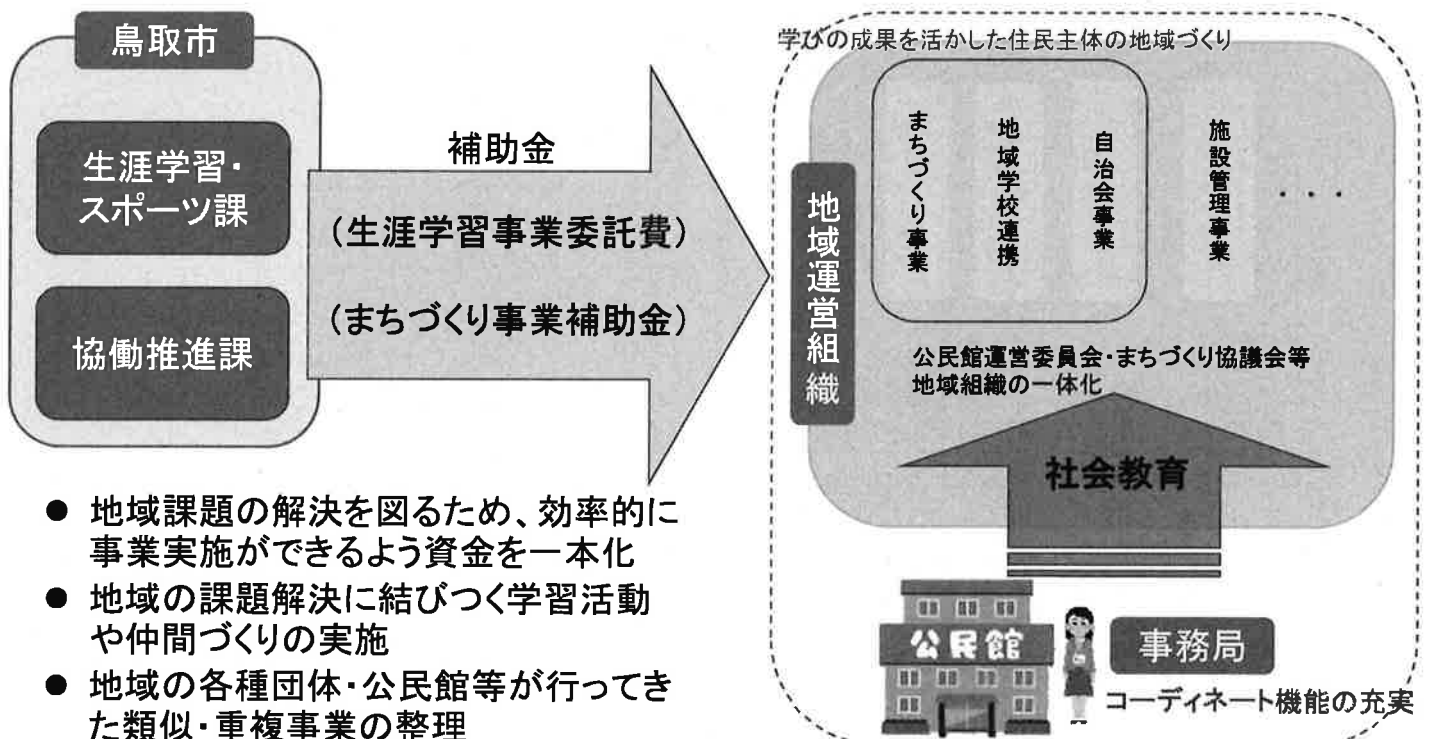
**例規・計画等により明確化**

# 試行的な制度における取り組みイメージ

## 関連資料2

## 地域組織・活動資金の一本化

※ コミュニティ計画に基づく事業や課題解決に向けた地域づくり・社会教育の実施



- 地域課題の解決を図るため、効率的に事業実施ができるよう資金を一本化
- 地域の課題解決に結びつく学習活動や仲間づくりの実施
- 地域の各種団体・公民館等が行ってきた類似・重複事業の整理

# 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) 概要

## 第1部 今後の地域における社会教育の在り方

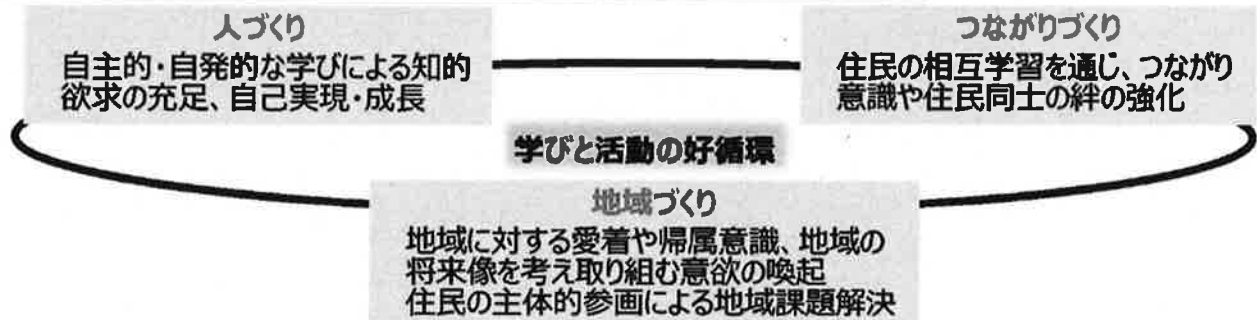
### ＜地域における社会教育の目指すもの＞

#### 1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～」

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等  
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- ・人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱等  
⇒ 誰もが生涯にわたる必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要

**社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割**



#### 2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <p><b>住民の主体的な参加のためのきっかけづくり</b></p> <p>社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化</p> | <p><b>ネットワーク型行政の実質化</b></p> <p>社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働</p> | <p><b>地域の学びと活動を活性化<br/>する人材の活躍</b></p> <p>学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し</p> |
|--|--|--|

**開かれ、つながる社会教育へ**

### ＜「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策＞

#### 1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・子供・若者の参画を促し、地域との関わり方の動機付けとなり得る成功体験づくり
- ・社会で孤立しがちな人々に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

#### 2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

#### 3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

#### 4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- ・各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- ・クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

## 第2部 今後の社会教育施設の在り方

### <今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

### <今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

#### ◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

#### ◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

#### ◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。



## 平成31年度 地域組織のあり方検討 試行的な制度の見直しについて

### 1 目的

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、助成金の交付や関係者を対象とした研修会を開催するなど必要な支援を行ってきました。

それから10年が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

このような状況を踏まえ、地域と共に地域組織のあり方の検討（資料1）を進めており、平成29年度に実施したアンケートや意見交換、平成30年度に実施したモデル地区との話し合い（平成31年度も募集予定）やフォーラムの結果（資料2）などを踏まえ、平成31年度から試行的に制度の見直しを実施します。

### 2 試行的な制度の見直し

平成31年4月から、希望される地区において、以下の取り組みを試行的に実施します。地区公民館の地域運営などは、引き続き、平成31年度に制度のあり方の検討を進めます。

#### ①まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化

概要	まちづくり協議会と公民館運営委員会の委員に多くの重複があること、地域の課題解決に向けた活動と学習のより一層の連携が求められることから、組織の一体化を行う。
調整事項	まちづくり協議会の活動内容へ生涯学習事業を加える（地区） 公民館条例施行規則の改正（教育委員会）

#### ②まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付

概要	まちづくり協議会と地区公民館の事業に類似重複する部分があること、補助金等について煩雑な事務処理の改善や地域が裁量をもって一体的に事業を行うことができる環境づくりが求められることから、関連する資金の一括補助を行う。
調整事項	関連する予算の見直し（地域振興局、教育委員会） 新たな補助要綱の整備（地域振興局） ※まちづくり協議会を対象に、関連予算に記載の合計額を補助金（定額）として一括して交付（資金の流れのイメージは関連資料4のとおり）
関連予算	コミュニティ育成支援事業 運営補助5万円、活動補助40万円 生涯学習委託事業 33万9千円+バス借上料相当額 公民館運営費 約7～9万円（消耗品費、印刷製本費、役務費など 世帯数で変動）

#### ※地域が主体となった、まちづくり（住民自治）と社会教育の一体的な推進

上記に並行して、まちづくり（住民自治）と社会教育の関係、地区公民館の位置づけや果たす役割、関連する研修内容の充実などについて、地域と共に検討を進めます。

### 3 今後の取り組み

まちづくり協議会の研修会や地区公民館の会議などで新たな取り組みについて説明を行います。希望される地区において、実際に事業等を進めていただく中で、試行的な制度の評価を行います。

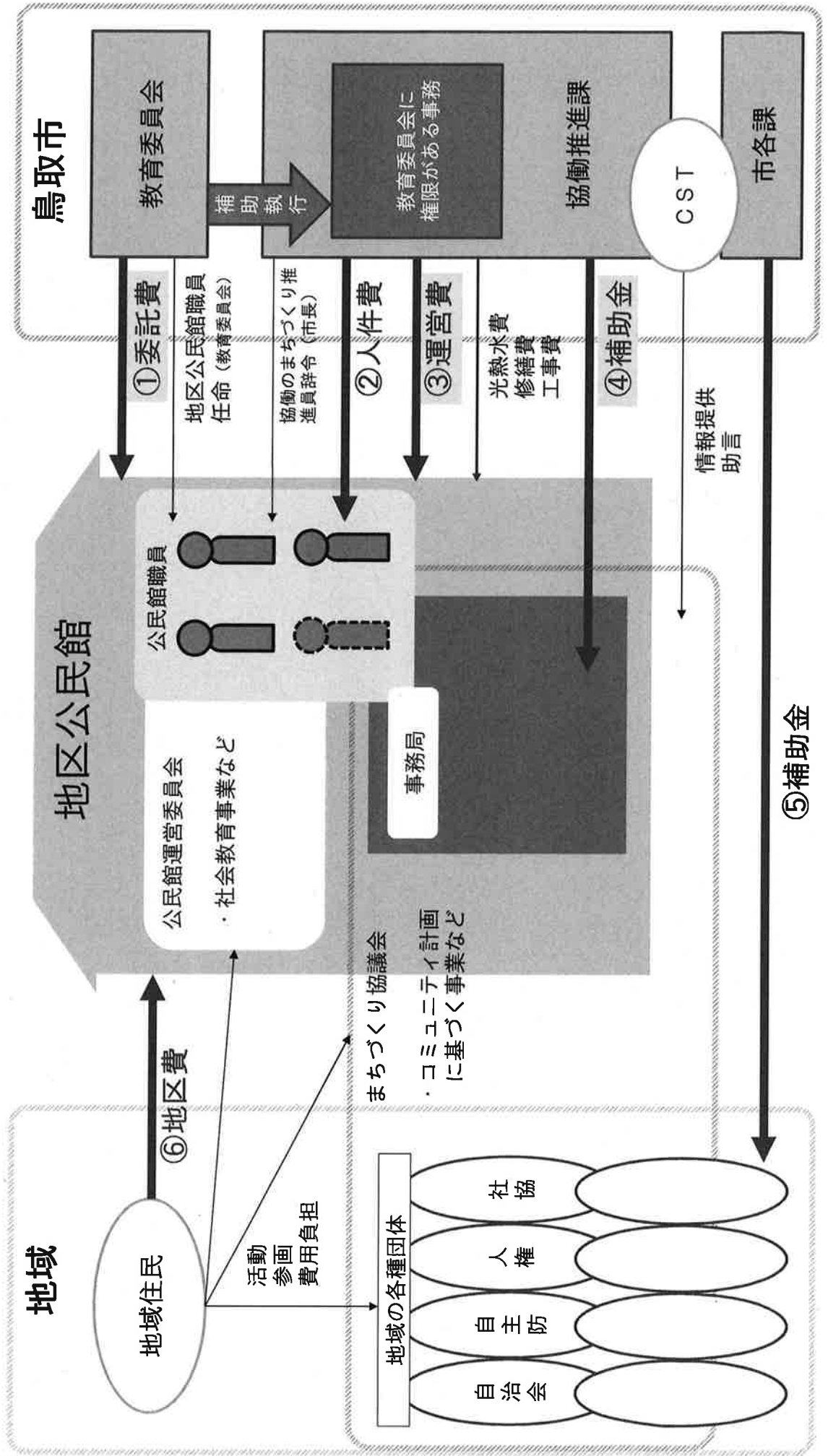
また、平成31年度も引き続き、地域組織のあり方を共に考えていただくモデル地区を募り、市の制度や支援のあり方について検討を進めます。

# まちづくり協議会や地区公民館などへの資金の流れ（イメージ）

関連資料4

地域主体の一体的な取り組みの推進、複雑な事務処理の改善を図ることを目的に、試行的に図中①③④の合計を補助金として一括交付します。

- ①生涯学習委託事業費（339千円）
- ②人件費（館長1名、主任主事2名（まち協設立地区は1名追加配置））
- ③公民館運営費（消耗品費、印刷製本費など）
- ④まち協補助金（運営補助5万（率10/10）、活動補助40万円（率4/5））
- ⑤鳥取市各課補助金
- ⑥地区費（各世帯からの負担金など）



協働のまちづくり推進本部(H29.8.7決定、H30.6.4更新、H31.2.4更新)  
**地域組織のあり方検討(協働のまちづくりガイドライン、地区公民館の活用の基本方針)の進め方イメージ**

検討に当たっては、次のステップ(段階)を経ることとします。STEP2のモデル的な取り組みと検証は、状況に応じ、複数次に分けて行います。

